

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	健康管理に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

礼文町は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

礼文町長

## 公表日

令和6年6月25日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児訪問、各種乳幼児健診、健康相談等を実施している。</li> <li>・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、接種の管理を行っている。</li> <li>・高齢者の医療の確保に関する法律による特定健診、特定保健指導を実施している。</li> <li>・健康増進法によるがん検診、各種健康相談、訪問指導等を行っている。</li> <li>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</li> </ul> ①妊娠時、出産時、乳幼児及び健診等の記録 ②予防接種の記録、台帳管理 ③健診の予約受付、受診、結果の記録管理 ④各種訪問・相談記録等 番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。
③システムの名称	1 健康管理システム 2 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条、第40条、第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right; text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠: 26,56の2,87の項 情報照会の根拠: 17,18,19,70の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	礼文町町民課
②所属長の役職名	課長 澁谷 秀勝
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	礼文町総務課総務係 礼文郡礼文町大字香深村字トナナイ558番地の5 TEL 0163-86-1001
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	礼文町保健課保健推進係 礼文郡礼文町大字香深村字トナナイ558番地の5 TEL 0163-86-1001

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当 部署 ②所属長	課長 濱谷 和明	課長 赤坂 正登	事後	人事異動のため
令和1年6月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	礼文町 総務課総務担当 097-1201 北海道礼 文郡礼文町大字香深村字トナイ558番地の5	礼文町 総務課総務係 097-1201 北海道礼 文郡礼文町大字香深村字トナイ558番地の5	事後	係制施行のため
令和1年6月24日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 り扱いに関する問合せ 連絡 先	礼文町 町民課保健推進担当 097-1201 北海 道礼文郡礼文町大字香深村字トナイ558番地 の5	礼文町 町民課保健推進係 097-1201 北海 道礼文郡礼文町大字香深村字トナイ558番地の 5	事後	係制施行のため
令和1年6月24日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 り扱いに関する問合せ 連絡 先	礼文町 町民課保健推進係 097-1201 北海 道礼文郡礼文町大字香深村字トナイ558番地の 5	礼文町 保健課保健推進係 097-1201 北海 道礼文郡礼文町大字香深村字トナイ558番地の 5	事後	新しい課の発足のため
令和2年6月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年2月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	対象人数確認による修正
令和2年6月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年2月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	取扱者数確認による修正
令和3年6月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当 部署 ②所属長	課長 赤坂 正登	課長 蔵部 晃一	事後	人事異動のため
令和3年6月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	対象人数確認による修正
令和3年6月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	取扱者数確認による修正
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによ る情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正による号ズレ
令和5年12月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当 部署 ②所属長	課長 蔵部 晃一	課長 石動 仁	事後	人事異動のため
令和5年12月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年6月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	対象人数確認による修正
令和5年12月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年6月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事後	取扱者数確認による修正
令和6年6月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当 部署 ②所属長	課長 石動 仁	課長 湊谷 秀勝	事後	人事異動のため
令和6年6月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和5年12月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	対象人数確認による修正
令和6年6月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和5年12月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	取扱者数確認による修正